

銀改

銀座でわかる働き方改革

情報(第42号)



平成31年1月10日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

周南市遠石八幡宮 (平成31年1月2日)

退職強要のハラスメント



1 パワハラ6 類型

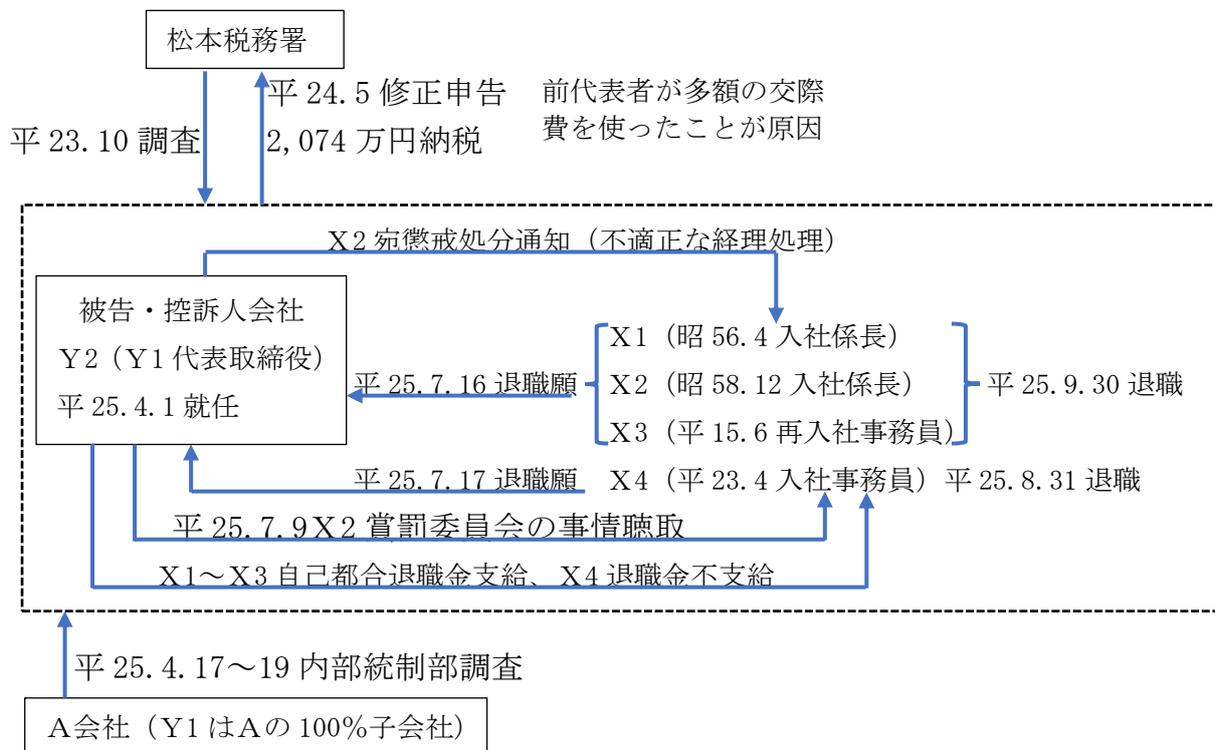
職場のパワーハラスメント（以下「パワハラ」といいます）は、次の6 類型を典型例として整理されています。即ち、①身体的な攻撃（暴行・傷害）、②精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）、③人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視する）、④過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）、⑤過小な要求（業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない）、⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）です。

ただし、この6 類型でパワハラのをすべてを網羅するものではありません。

2 退職強要のハラスメント等の概要図(東京高判平 29.10.18 判時 2371-109)

今号の事案は、X1～X4 が原告となって退職強要のハラスメントによる損害賠償、賞与減額の無効、会社都合退職による退職金であるべきこと、降格の懲戒処分無効が争われたもので、X2 の懲戒処分無効に係る部分を中心に解説します。

一般論として、懲戒権の濫用と評価される場合は、処分の無効に加えて、使用者の不法行為を成立させることがあります。



3 会社の認定とその裁判所の評価

事の発端は、税務署調査によって多額の追徴課税がされたことです。X2 は、「前代表者が白塗りの領収書等を添付した支払申請を行い、これを受領して支払ったが、

何が目的で白塗りの領収書を作成したのかは分からないし、疑問を持たなかった。前代表者の指示には逆らえる状況になく、言われるままにただけであり、不正や悪いことをしたという意識はない。自分は担当者にすぎず、責任者ではないから、責任がない。不正といわれるのは心外」と主張したところ、控訴人会社は、「経理部門の社員は、前代表者の指示に対して、問題であれば何らかの修正措置等、対処すべきであったところ、当該処理に何ら疑問を抱かず、放置した責任は極めて重く、職務懈怠が一因となり多額の追徴課税を受ける結果となったことに対しても、謝罪や反省の言質が全くなく、管理職として誠実に職務執行するという資質に欠ける」という認定をしています。

これに対して、東京高裁は、「会社代表者は会社の業務を統括する権能を有しており、X2 の経理処理もこれに含まれることに鑑みれば、X2 が控訴人会社の前代表者から証憑書類を受領して支払を求められて支払った行為は、会社代表者の指示によるもので、その了解の下にされたものである」「X2 が非違行為と指摘された事項について逐一弁明をしているにもかかわらず、関係者に対して事情を確認するなど、弁明の当否を検討した形跡がなく、証憑書類の扱いが不適切な経理処理でありこれにより控訴人会社が損害を受けたことや、不正行為について虚偽の報告をしたことについては、少なくとも税務調査と修正申告の内容を検討し、不正行為の存否とこれに対する被控訴人 X2 の責任の有無やその軽重を確定する必要があるにもかかわらず、そのような審議をしておらず、懲戒処分の基準の検討もされていないなど、事実の調査等が著しく不十分である（から）X2 に対する降格処分は、著しく不公正で、本件降格処分は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないから、無効である」と判示されています。

4 一事が万事

本誌事案を一口で表すと、責任転嫁です。本来、前代表取締役責任追及すべきことを労働者に負わせようとするもので、このような態度ははなはだ疑問です。パワハラ 6 類型では、過大要求の分野に該当するといえます。

その結果、降格処分の無効、賞与の減額査定は裁量権の免脱濫用で無効、「前代表者の指示には従うが、Y2 の指示には従わない、泥棒をしろといわれたらそのとおりにするのか、ヤクザみたいな会社だ、いない人の罪にしておかしい、子供の世界だ」など批判ないし非難を続けたことは、退職強要で違法、会社都合退職と同視できその基準による退職金を支払いすることを命じられています。会社の運営体質そのものに問題があったとも評価できます。

当法人では、適切な労務管理の支援に重点を置いております。是非ともお声がけください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦 井上隆興
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>